

4 輸送障害に関する事項

4.1 輸送障害の発生状況

- ・輸送障害(列車の運休、旅客列車の30分以上の遅延等)¹の件数は、長期的に増加傾向にあり、令和5年度は7,094件(対前年度比165件増)でした。
- ・鉄道係員、車両又は鉄道施設等(部内原因^{※1})に起因する輸送障害は、1,557件(輸送障害に占める割合21.9%、対前年度比24件増)でした。このうち、鉄道係員に起因するものが342件(同4.8%、同増減無し)、車両に起因するものが730件(同10.3%、同17件減)、施設に起因するものが485件(同6.8%、同41件増)でした。
- ・線路内立入り等(部外原因^{※2})による輸送障害は、3,669件(輸送障害に占める割合51.8%、対前年度比42件増)でした。このうち、自殺によるものが482件(同6.8%、同45件減)、動物によるものが1,369件(同19.3%、同25件減)でした。
- ・風水害、雪害、地震等の自然災害による輸送障害(災害原因^{※3})は1,868件(輸送障害に占める割合26.3%、対前年度比99件増)でした。このうち、風水害によるものが880件(同12.4%、同129件増)、雪害によるものが162件(同2.3%、同126件減)、地震によるものが71件(同1.0%、同47件増)でした。
- ・なお、運転事故に伴う列車の運休、旅客列車の30分以上の遅延等については、運転事故との重複を避けるため、輸送障害として計上していません。

※1 部内原因：鉄道係員、車両又は鉄道施設に起因するもの。

※2 部外原因：部内原因及び自然災害以外のもので、妨害、線路内支障、線路内立入り、踏切道、火災、自殺、動物との衝突に起因するもの、その他の8種類に分類される。

※3 災害原因：風水害、雪害、地震等の自然災害に起因するもの。なお、自然災害による輸送障害(災害原因)は、従来より、1事業者の1つの事象(台風、地震等)における運休や遅延を1件と計上している。例えば、梅雨前線による豪雨で、ある事業者の複数の路線で多数の運休が数日間発生した場合でも1件と計上している。

¹ 鉄道事業法第19条等に基づき、鉄軌道事業者が国へ届け出ることとしている。

以下、輸送障害件数の推移を示す。

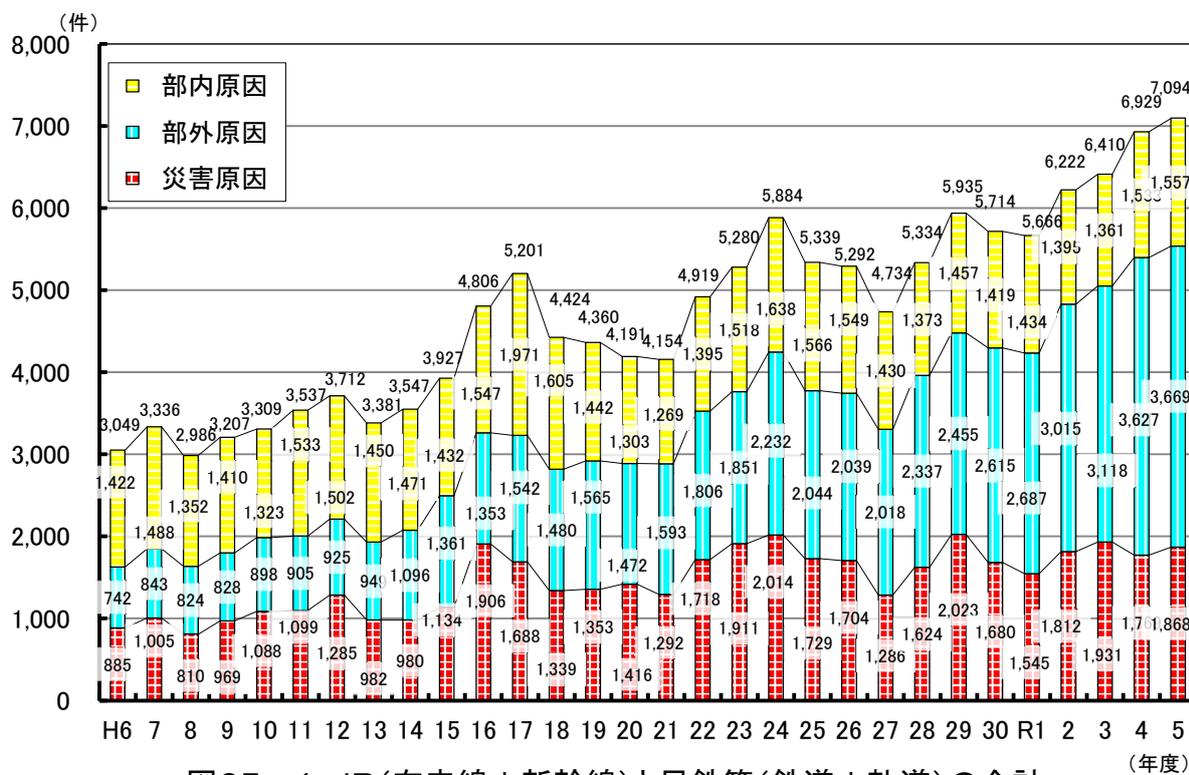


図25-1: JR(在来線+新幹線)と民鉄等(鉄道+軌道)の合計

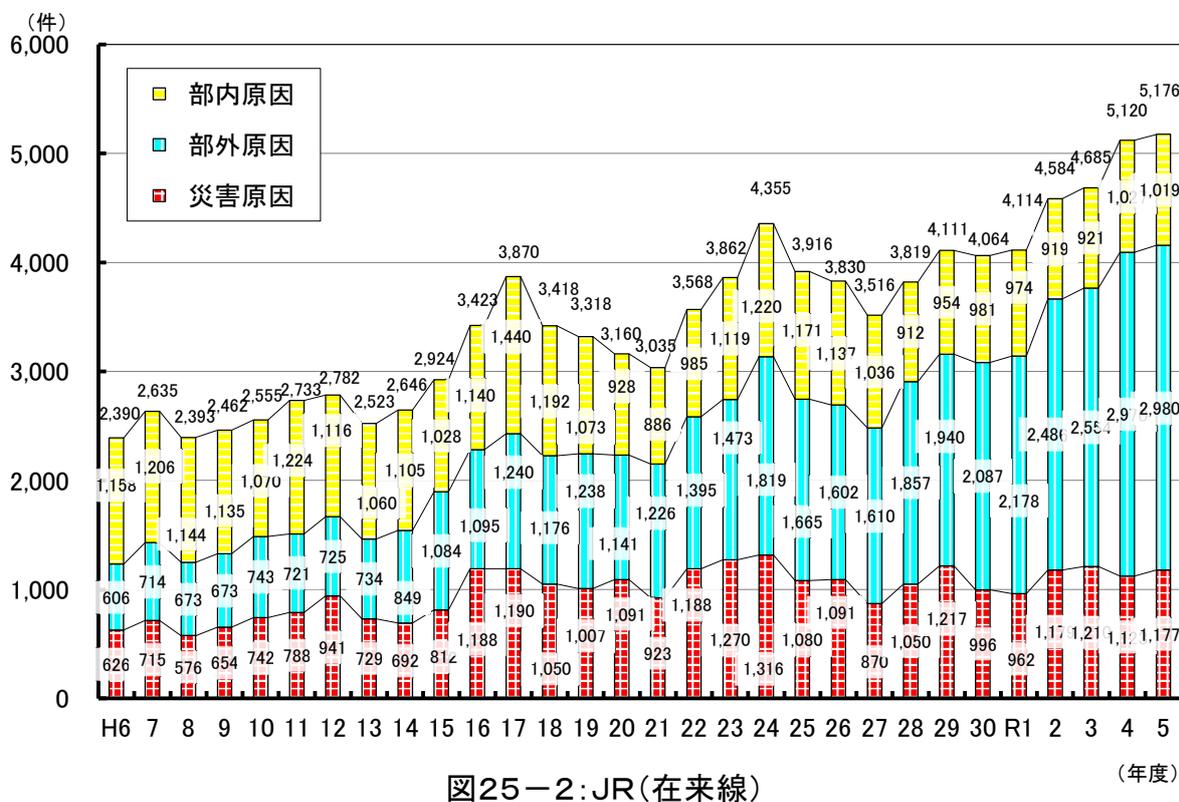


図25-2: JR(在来線)

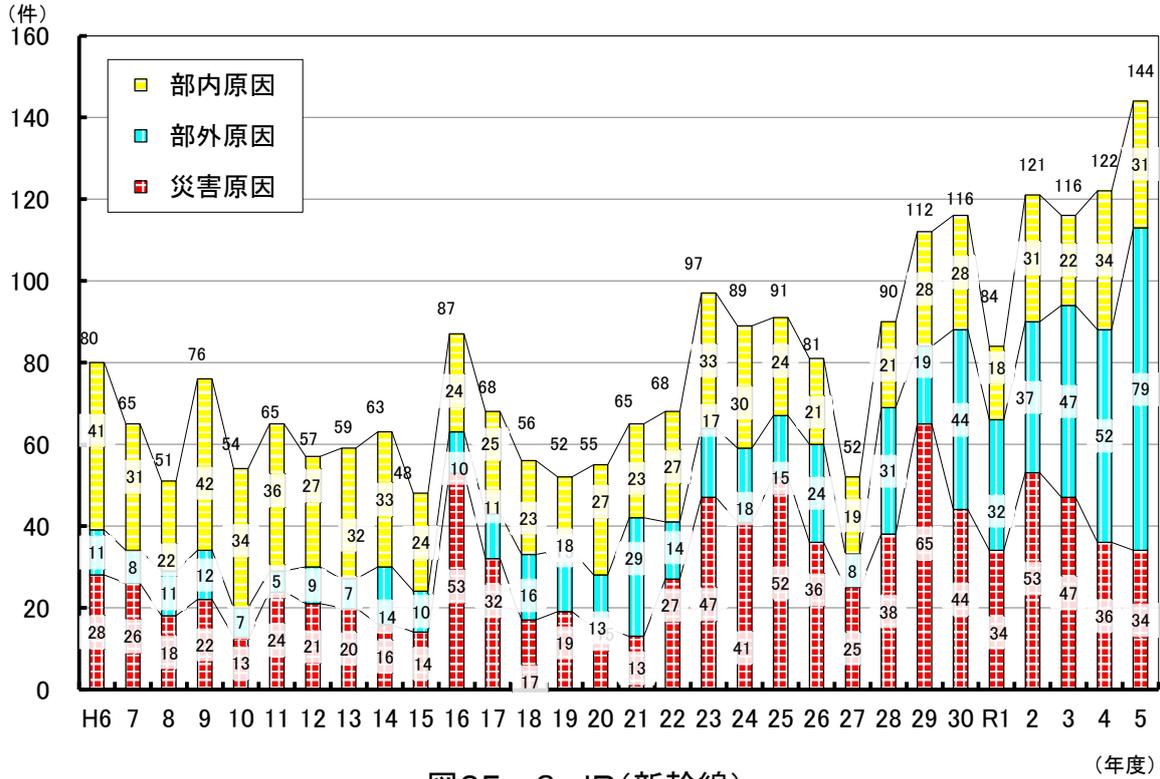


図25-3: JR(新幹線)

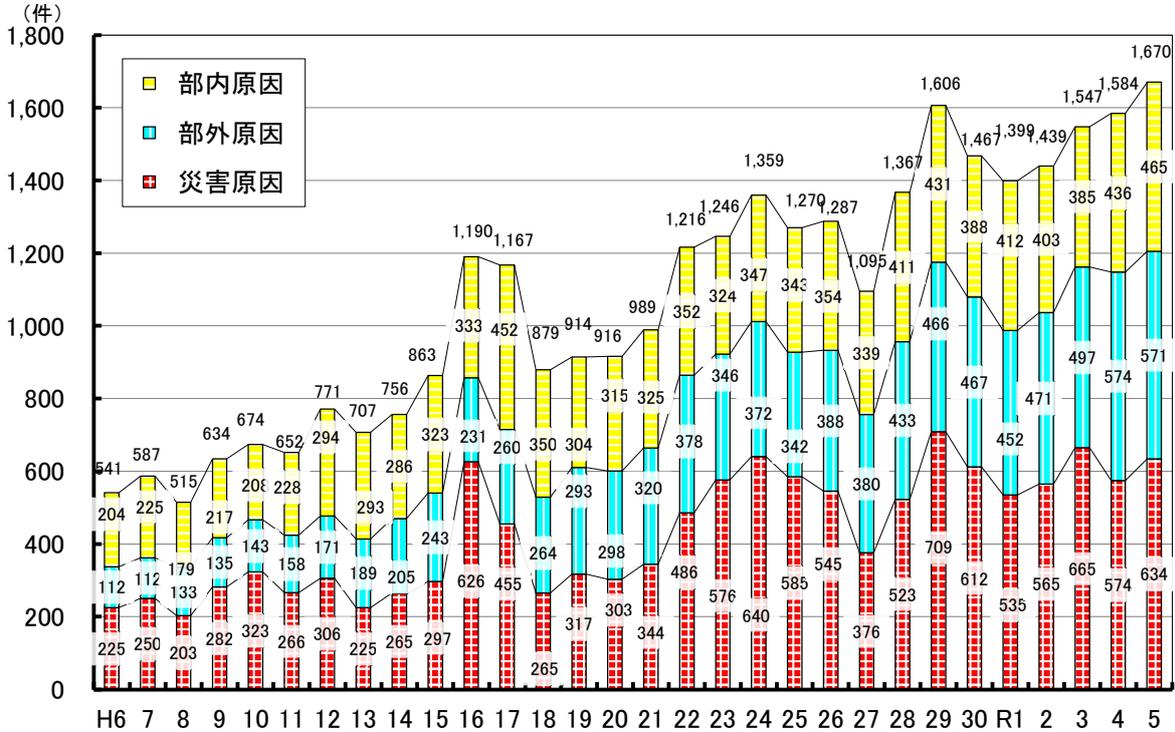


図25-4: 民鉄等(鉄道)

※ 軌道事故等報告規則第6条の規定により鉄道事故等報告規則を準用する軌道を含む。

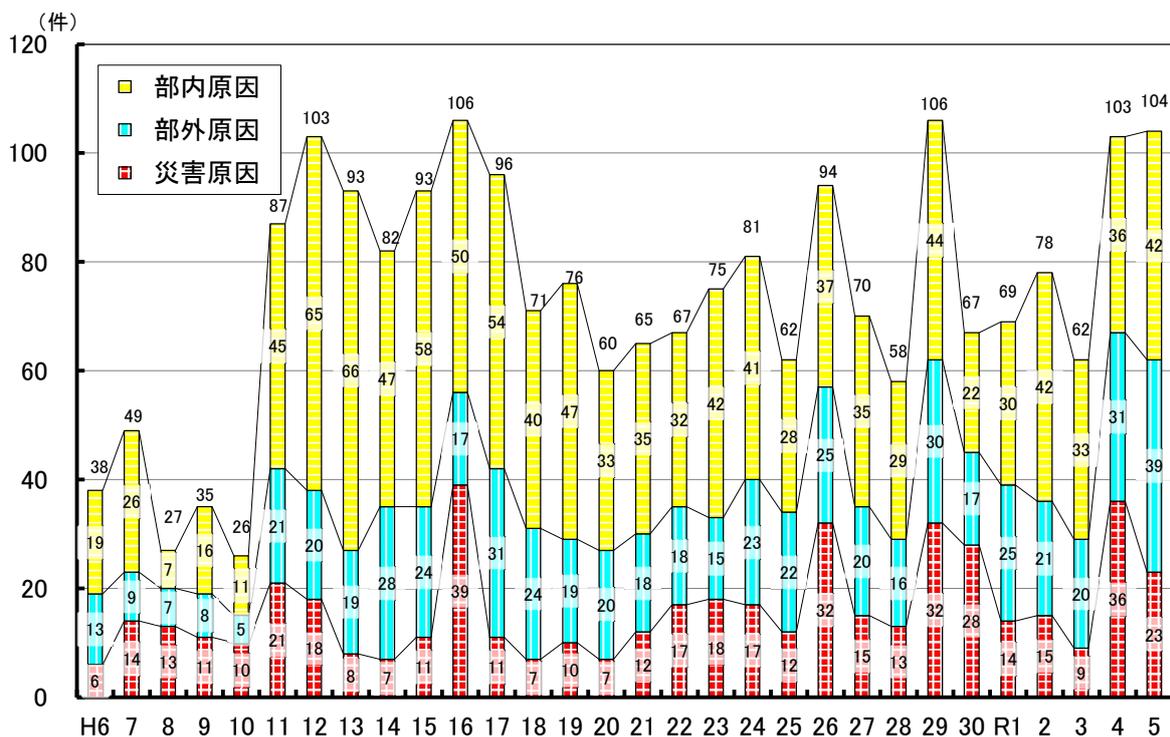


図25-5: 民鉄等(軌道)

※ 軌道事故等報告規則第6条の規定により鉄道事故等報告規則を準用する軌道を除く。

表7: 事業者区分別の輸送障害件数(令和5年度)

(件)

事業者区分	原因	部内原因					部外原因	災害原因	合計
		鉄道係員	車両	鉄道施設	その他	小計			
JR(在来線)		273	480	266		1019	2,980	1,177	5176
JR(新幹線)		8	12	11		31	79	34	144
民鉄等		55	220	190		465	571	634	1670
	大手民鉄※1	16	43	42		101	289	86	476
	公 営※2	1	3	12		16	11	5	32
	新交通・モノレール	1	11	16		28	7	15	50
	中小民鉄※3	37	163	120		320	264	528	1112
	路面電車※4	6	18	18		42	39	23	104
	合計	342	730	485	0	1557	3669	1868	7094
	地域鉄道(再掲)※5	31	153	115		299	230	449	978
	地域鉄道(鉄道)	25	141	103		269	206	431	906
	地域鉄道(路面電車)	6	12	12		30	24	18	72

※1 大手民鉄:西武鉄道(山口線)を含む。

※2 公営:東京都交通局(上野懸垂線及び日暮里・舎人ライナー)を含み、東京都交通局(荒川線)を除く。

※3 中小民鉄:準大手鉄道事業者(新京成電鉄、泉北高速鉄道、北大阪急行電鉄、山陽電気鉄道)及び大阪市高速電気軌道(南港ポートタウン線)を含む。

※4 路面電車:軌道事故等報告規則第6条の規定により鉄道事故等報告規則を準用するものを除く。

※5 地域鉄道:一般に、新幹線、在来幹線、都市鉄道に該当する路線以外の鉄軌道路線のことを地域鉄道といい、その運営主体は、JR、一部の大手民鉄、中小民鉄及び旧国鉄の特定地方交通線や整備新幹線の並行在来線などを引き継いだ第三セクターである。これらのうち、中小民鉄(49事業者)及び第三セクター(47事業者)を合わせて地域鉄道事業者(96事業者)と呼んでいる(令和6年4月1日現在)。

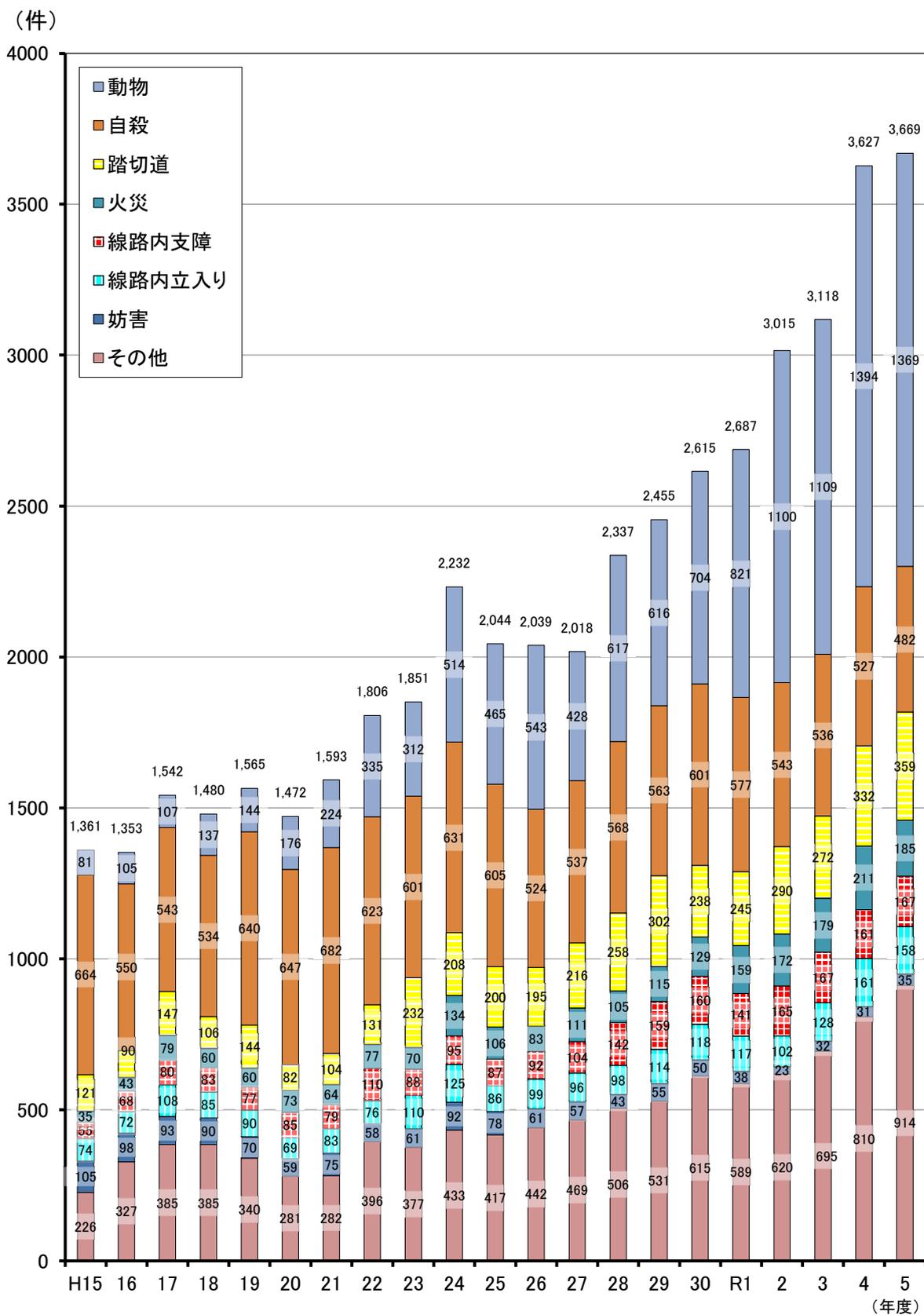


図26: 輸送障害(部外原因)の内訳